

総務常任委員会

幸手市部設置条例の一部を 改正する条例 (議案第91号)

問 令和7年度行政組織案のうち、政策課の公民連携の推進とあるが、どのような事業で、新たに取引組んでいきたいという展望などはあるのか伺う。

答 公と民、民間企業を含めたものが連携することで市の発展につなげていく。例えば今現状取引組んでいるものでは、民間企業との包括連携協定もそれに当たると考えている。新たな取引組みとしては、先ほど申し上げました包括連携協定もそうだが、それ以外にも市の発展につながるようなものについて、もっともつと充実して前向きに積極的に取引組んでいきたいと考えている。

問 まちづくりというのは地域づくりだと理解している。それならば、総合政策部の地域振興課をまちづくり推進部に異動したらいかがか。

答 今回地域振興課ではシティプロモーションの関係も所管している。シティプロモーションの関係、本来の目的から言えば、市を俯瞰して全体的な観点からプロモーションしていくという考え方があって、そちらについては政策的、横断的な観点から見ることが必要であるということ、総合政策部に置きかせていただいている。地域振興課では、先ほどシティプロモーションとか、商工、観光を所管すると話したが、幸手市のことを考えると、シティプロモーションと観光、商工は二つのものと考えており、総合政策部内に置いておきたいという考えになる。

問 土地利用推進室は、組織内でどのような位置となるのか、また、課ではなく、室とした理由について伺う。

答 土地利用推進室については、部長の下になる課と同レベルのものと考えている。土地利用推進室を課ではなく室にした理由は、二時的なものであることから、土地利用推進室ということで区別してい

る。産業団地の拡張が始まることで、建設経済部からリクエストいただいているのは、前回、幸手中央地区産業団地を造るときに、県から課長になる人に来ていただき進めたということがあるので、今回その拡張が始まり、県とのやり取りが多くなるので、県から専門家を、室長という形で入職して、産業団地中心に、他の事業も兼ねておこなっていた。

問 現行体制での課題を令和7年度行政組織案のなかで、どのように反映していくのか伺う。

答 課題については、例年夏ぐらいに、一番事務を執行してよく分かっている課長級の職員から意見聴取をして課題を洗い出している。その課題解決に向けた組織改変を行い、より一層効果的に業務を回すにはどうしたらいいかという観点も含めて案をつくっている。例えば、地域振興課については、より一層のプロモーション、幸手市をPRしていきたい。それをするためにはどうしたらいいかというものを考えて、商工観光とか、国際交流を移管するというところである。

幸手市手数料条例の一部を 改正する条例 (議案第92号)

問 多機能端末機による交付を手数料据え置きとした理由について伺う。

答 多機能端末機はマイナンバーカードを持つていけば活用できるので、マイナンバーカードの取得の促進、それに伴う市民の利便性向上につながる。市の窓口の緩和につながると考え、料金を据置きしたいと考えている。

令和6年度幸手市一般会計 補正予算(第6号) (議案第111号)

問 債務負担行為補正で全体的に限度額等が増額となった傾向について伺う。

答 全体的な傾向だが、ご存じのとおり物価高、これは人件費、業務を行うに当たつての燃料費等の様々な要因がある。一番の要因は全体的な物価高というところと分析している。

文教厚生常任委員会

幸手市空家等対策協議会 条例 (議案第93号)

問 幸手市空家等対策協議会は委員10人以内をもって組織するとしているが、委員の構成はどのような方を想定しているのか。

答 協議会を設置している自治体の例を参考に検討している。具体的には市長のほか、弁護士等法務関係、不動産関係、商工関係、福祉関係、大学関係者、そして地域住民を考えている。

幸手市コミュニティセンター 設置及び管理条例の一部を 改正する条例(議案第94号)

問 集会室等の使用料を値上げする根拠は。

答 値上げについては使用料・手数料の適正化に関する基本方針に基づき、算定している。原価構成比を年間使用可能時間と貸出対象総面積で割り、単価を出し

たものである。

具体的には原価構成比合計が2866万9439円。これを使用可能時間4004時間と貸出対象総面積358・4平米を割り、まずは単価19・98円を算出。

この単価を集会室A(現在1時間の使用料は500円)に当てはめると、部屋の面積130・5平米に単価19・98円を掛けた数字が2607・4円となる。受益者負担割合50%を掛け1303・7円となるが、上限率は使用料の1・5倍と定められているため、値を超えている。

最終的には元の使用料である500円に1・5倍を掛けた750円を採用した。

幸手市保健福祉総合センター 設置及び管理条例の一部を改正 する条例 (議案第95号)

問 施行期日が令和7年10月1日であれば市民周知等できると考えるが4月1日にした根拠は。

答 使用料については平成20年4

月1日に最後の改定をしている。今後は5年置きに見直しとなるため、令和7年4月1日を施行日とした。議案が可決した際は早急に市民周知を行う。

幸手市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例 (議案第98号)

問 値上げによつて存続できない団体が出ないか。

答 公民館の利用者は減少傾向にある。また利用者からは高齢化によつて活動が縮小しているという話を聞いている。加入者自体もほとんど入ってこないという団体もあり、さらに活動が縮小しているという話も聞いているため、そういった面に対しては支援をしたい。

指定管理者の指定について (幸手市放課後児童クラブ) (議案第108号)

問 現在雇用されている方が希望すれば再雇用できるか。

答 指定管理者と今後協議をしていく。雇用条件全てが現状の

ままとはいかないかもしれないが、なるべく現状の給料体系に見合った報酬にて調整をしていきたい。

令和6年度幸手市一般会計 補正予算(第6号) (議案第111号)

問 空き家等実態調査業務委託料181万3千円の減額理由は。

答 指名競争入札が行われた結果、余剰になった分を今回補正にて減額をした。

「天神の湯」の早期再開を 求める件 (請願第4号)

問 天神の湯の修繕費3千万円の内容は。

答 令和5年第1回幸手市議会定例会において廃止の議案の中に説明した内容は令和4年度時点の修繕費用として約3千万円という数字を申し上げた。その後については改めて見積りを取った経緯はなく、いくらかければ再開できるかといった試算はしていない。(執行部)

建設経済常任委員会

**幸手市農村文化センター
設置及び管理条例の一部を
改正する条例について**
(議案第103号)

問 段階的に改定するとなると、今後どのような改定方法が想定されているのかについて伺う。

答 基本的には使用料、手数料の適正化に関する基本方針の計算式を5年ごとに使って計算していくということになっているが、社会情勢等により、計算式も変わっていくと考えている。

**幸手市ふれあい農園設置
及び管理条例の一部を改正
する条例について**
(議案第104号)

問 改定前と改定後の原価と受益者負担割合と利用者区分別負担割合を伺う。

答 今回の新しい原価について

は1万1370円、受益者負担割合については75%。前回のものは把握していない。

**幸手市勤労福祉会館設置
及び管理条例の一部を改正
する条例について**
(議案第105号)

問 勤労福祉会館の第2会議室の原価と受益者負担率と利用者別負担割合を伺う。

答 使用料コスト計算での方法で計算すると、第2会議室の原価については8467円になる。受益者負担割合は50%で、計算すると42335円になるが、上限率が設定されているので、上限1.5倍以内であるため、今回については300円ということとで設定したものである。

**幸手市水道事業給水条例の
一部を改正する条例について**
(議案第106号)

問 給水装置工事設計審査手数料の現行と、改定後の1千円と2千円、これが手数料になつていくが、原価について伺う。

答 この手数料を条例上制定をしたのが平成11年頃というふうに認識している。それまではこの手数料条例というものの、手数料に関する項目というのがいわゆる条例に反映をされていなかったと認識している。したがってこの1千円を導き出したかというのは把握できていない。しかし今回の改正に当たり、埼玉県の水道整備基本構想があり、この中で、埼玉県を12ブロックに分けて、広域化をしていくというような指針が出ている。幸手市もその12ブロックの1ブロック(5市2町、幸手市、久喜市、白岡市、春日部市、蓮田市、宮代町、杉戸町)この第1ブロックの設定している手数料と比較を行った。

**令和6年度幸手市一般会計
補正予算(第6号)**
(議案第111号)

問 農業振興費の機構集積協力金交付事業について内容を伺う。

答 機構集積協力金交付事業とは、農地バンク、農地中間管理機構という制度や組織があり、農地バンクを活用し、農地の所有者が農地中間管理機構へ自分の農地の貸付けを行い、農地中間管理機構が担い手にその農地を貸す、集積・集約に取り組む地域に対して協力金を交付する事業である。

